

「歴史地理学会会則」改定に関する新旧対照表

歴史地理学会会則(旧)

第1章 総 則

第1条 本会は、歴史地理学会と称する。

2. 英文においては、The Association of Historical Geographers in Japan と表記する。

第2条 本会は歴史地理学の発展・普及を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 歴史地理学会誌「歴史地理学」および研究成果の刊行
2. 研究発表会（大会および例会）
3. 巡検
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会則の変更は総会の決議によって行う。

第5条 本会の本部を当分の間、東京学芸大学地理学分野内（東京都小金井市貫井北町4-1-1）におく。

第6条 本会の設立年月日は第1回総会を開催した昭和33年4月29日とする。

第2章 会 員

第7条 本会は会則第2条に賛同する次の各項のものをもって構成する。

1. 名誉会員
2. 普通会員
3. シニア会員
4. 学生会員
5. 団体および機関等の機関会員

歴史地理学会会則(新)

第1章 総 則

第1条 本会は、歴史地理学会と称する。

2. 英文においては、The Association of Historical Geographers in Japan と表記する。

第2条 本会は歴史地理学の発展・普及を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 歴史地理学会誌「歴史地理学」および研究成果の刊行
2. 研究発表会（大会および例会）
3. 巡検
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会則の変更は総会の決議によって行う。

第5条 本会の本部を当分の間、東京学芸大学地理学分野内（東京都小金井市貫井北町4-1-1）におく。

第6条 本会の設立年月日は第1回総会を開催した昭和33年4月29日とする。

第2章 会 員

第7条 本会は会則第2条に賛同する次の各項のものをもって構成する。

1. 名誉会員
2. 普通会員
3. シニア会員
4. 学生会員
5. 団体および機関等の機関会員

6. 本会の目的に賛同して援助する賛助会員

第8条 本会は歴史地理学に対して特に功績のあったものを、総会の決議によって名誉会員とすることができる。

第9条 満65歳を超えた普通会員は、シニア会員となることができる。その資格・要件は別途定める。

第10条 大学・大学院およびこれに準じる教育・研究機関に在学するものは、学生会員となることができる。その資格・要件は別途定める。

第11条 入会・退会を希望するものは常任委員会の承認を得るものとする。

第12条 会員は定められた会費を前納するものとする。但し、名誉会員は会費の納入を要しない。

(新設)

第3章 総会

第13条 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は毎年一回春に開き、臨時総会は会長・評議員会もしくは常任委員会が必要と認めたとき、または、第7条第1・2・3・4項の会員50名以上の連名により、議案を添えて会長宛に請求があったときに開く。

第14条 総会は議案・日時・場所を事前に告示し、会長がこれを招集する。

第15条 総会は委任状を含めて第7条第1・2・3・4項会員の5分の1以上の出席をもって成立する。総会

6. 本会の目的に賛同して援助する賛助会員

第8条 本会は歴史地理学に対して特に功績のあったものを、総会の決議によって名誉会員とすることができる。

第9条 満65歳を超えたものは、シニア会員となることができる。その資格・要件は別途定める。

第10条 大学・大学院およびこれに準ずる教育・研究機関に在学するものは、学生会員となることができる。その資格・要件は別途定める。

第11条 入会・退会を希望するものは常任委員会の承認を得るものとする。

第12条 会員は定められた会費を前納するものとする。但し、名誉会員は会費の納入を要しない。

第13条 会員が次の事項に該当する場合は、評議員会の決議にもとづき除籍することができる。

1. 会費を滞納した場合

2. 会則に背き、または本会の名誉を傷つける行為のあったとき

第3章 総会

第14条 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は毎年一回春に開き、臨時総会は会長・評議員会もしくは常任委員会が必要と認めたとき、または、第7条第1・2・3・4項の会員50名以上の連名により、議案を添えて会長宛に請求があったときに開く。

第15条 総会は議案・日時・場所を事前に告示し、会長がこれを招集する。

第16条 総会は委任状を含めて第7条第1・2・3・4項会員の5分の1以上の出席をもって成立する。総会

の議決は出席会員の多数決による。但し可否同数のときは議長がこれを決する。

第16条 定期総会における議事は、次の諸事項を含むものとする。

1. 前年度事業報告の承認
2. 前年度決算報告および財産目録の承認
3. 当年度事業計画および予算案の審議
4. 評議員会もしくは常任委員会から提出された議案の審議
5. 第7条第1・2・3・4項の会員10名以上の連名で、2月末までに会長宛に提出された議案の審議

第4章 役員・役員会

第17条 第3条に定める諸事業遂行のため、次の役員・役員会をおく。

1. 会長
2. 評議員会
3. 会計監査
4. 常任委員会
5. 運営委員会

第18条 第17条の1・3・4に規定される各役員の任期は2ヶ年とし、連続就任は2期までとする。

第19条 会長は、本会を代表すると共に、会則において定められた総会および評議員会を招集する。会長は会員の投票により選出する。但し、評議員を兼ねることはできない。

第20条 評議員会は、評議員50名により構成され、重要な会務を審議する。評議員は会員の投票により選出する。

第21条 会計監査は、2名により構成され、会計年度（毎

の議決は出席会員の多数決による。但し可否同数のときは議長がこれを決する。

第17条 定期総会における議事は、次の諸事項を含むものとする。

1. 前年度事業報告の承認
2. 前年度決算報告および財産目録の承認
3. 当年度事業計画および予算案の審議
4. 評議員会もしくは常任委員会から提出された議案の審議
5. 第7条第1・2・3・4項の会員10名以上の連名で、2月末までに会長宛に提出された議案の審議

第4章 役員・役員会

第18条 第3条に定める諸事業遂行のため、次の役員・役員会をおく。

1. 会長
2. 評議員会
3. 会計監査
4. 常任委員会
5. 運営委員会

第19条 役員の任期は2ヶ年とし、第18条の1・3・4に規定される各役員の連続就任は2期までとする。

第20条 会長は、本会を代表すると共に、会則において定められた総会および評議員会を招集する。会長は会員の投票により選出する。但し、評議員を兼ねることはできない。

第21条 評議員会は、評議員50名により構成され、重要な会務を審議する。評議員は会員の投票により選出する。

第22条 会計監査は、2名により構成され、会計年度（毎

年4月1日から翌年3月31日まで)ごとに監査を実施する。会計監査は評議員の互選により選出する。但し、常任委員を兼ねることはできない。

第22条 常任委員会は、常任委員11名により構成され、会務を執行する。常任委員は互選により、会務を総理する常任委員長、庶務、会計、編集、集会の各運営委員会をそれぞれ統括する常任委員を決める。常任委員は評議員の互選により選出する。

第23条 運営委員会は、第22条で定める、各運営委員会を統括する常任委員と、運営委員若干名により構成される。運営委員は、常任委員会が推薦し、評議員会の承認を得る。庶務、会計、編集、集会の各運営委員会に、会務を総理する委員長を決める。

第24条 役員の選出は、別に定める役員選挙規程により行う。

第25条 役員に支障が生じた場合は常任委員会が推薦し、会長が委嘱する。会長の場合は評議員会が選出する。但し、任期は前任者の残存期間とする。

第5章 特別委員会

第26条 会長は、第3条に定める諸事業遂行のため、以下にあげる各特別委員会のほかに、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

年4月1日から翌年3月31日まで)ごとに監査を実施する。会計監査は評議員の互選により選出する。但し、常任委員を兼ねることはできない。

第23条 常任委員会は、常任委員11名により構成され、会務を執行する。常任委員は互選により、会務を総理する常任委員長、庶務、会計、編集、集会の各運営委員会をそれぞれ統括する常任委員を決める。常任委員は評議員の互選により選出する。

第24条 運営委員会は、第23条で定める、各運営委員会を統括する常任委員と、運営委員若干名により構成される。運営委員は、常任委員会が推薦し、評議員会の承認を得る。庶務、会計、編集、集会の各運営委員会に、会務を総理する委員長を決める。

第25条 役員の選出は、別に定める役員選挙規程により行う。

第26条 役員に支障が生じた場合は常任委員会が推薦し、会長が委嘱する。会長の場合は評議員会が選出する。但し、任期は前任者の残存期間とする。

第5章 特別委員会

第27条 会長は、第3条に定める諸事業遂行のため、以下にあげる各特別委員会のほかに、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

1. 選挙管理委員会
2. 学会賞選考委員会

第27条 特別委員会は、常任委員会の推薦により会長からの委嘱を受けた特別委員若干名により構成され、委嘱された会務を執行する。

第28条 特別委員の任期は、別に定める。

付 則

1. 本会の会費は、当分の間年間 7,000 円とする。但し、シニア会員および学生会員は年間 4,500 円とする。第7条第6項に関しては別に定める。
2. 会則は昭和53年4月1日よりこれを実施する。
3. 本会則は昭和54年5月19日、一部改正。
4. 本会則のうち、付則は昭和56年4月26日、一部改正。
5. 本会則のうち、付則は昭和61年4月20日、一部改正。
6. 本会則のうち、付則は昭和62年4月29日、一部改正。
7. 本会則は平成元年5月28日、一部改正。
8. 本会則のうち、付則は平成10年6月6日、一部改正。
9. 本会則は平成12年4月1日、一部改正。
10. 本会則は平成15年4月1日、一部改正。
11. 本会則および付則は平成22年5月15日、一部改正
12. 本会則および付則は平成24年5月12日、一部改正
13. 本会則および付則は平成27年6月27日、一部改正

1. 選挙管理委員会
2. 学会賞選考委員会

第28条 特別委員会は、常任委員会の推薦により会長からの委嘱を受けた特別委員若干名により構成され、委嘱された会務を執行する。

第29条 特別委員の任期は、別に定める。

付 則

1. 本会の会費は、当分の間年間 7,000 円とする。但し、シニア会員および学生会員は年間 4,500 円とする。第7条第6項に関しては別に定める。
2. 会則は昭和53年4月1日よりこれを実施する。
3. 本会則は昭和54年5月19日、一部改正。
4. 本会則のうち、付則は昭和56年4月26日、一部改正。
5. 本会則のうち、付則は昭和61年4月20日、一部改正。
6. 本会則のうち、付則は昭和62年4月29日、一部改正。
7. 本会則は平成元年5月28日、一部改正。
8. 本会則のうち、付則は平成10年6月6日、一部改正。
9. 本会則は平成12年4月1日、一部改正。
10. 本会則は平成15年4月1日、一部改正。
11. 本会則および付則は平成22年5月15日、一部改正
12. 本会則および付則は平成24年5月12日、一部改正
13. 本会則および付則は平成27年6月27日、一部改正
14. 本会則は平成28年6月4日、一部改正。